

# 令和8年度 愛川町ウォーターPPP導入可能性調査業務委託

## 標準仕様書

### 第1章 総則

#### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、愛川町の下水道事業における持続可能な事業運営及び効率的な維持管理体制の構築を図るため、ウォーターPPP導入の可能性について検討することを目的とするものである。

#### 1.2 標準仕様書の適用

本仕様書は、「令和8年度 愛川町ウォーターPPP導入可能性調査業務委託」に適用する。なお、本仕様書に記載のない事項については、特記仕様書に準拠するものとする。

#### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

#### 1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

#### 1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

#### 1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 業務着手届 (ロ) 業務工程表 (ハ) 管理技術者届・照査技術者届 (ニ) 管理技術

者経歴書・照査技術者経歴書 (ホ) 業務計画書 (へ) 業務完了届

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

#### 1.9 管理技術者等の配置

- (1) 受注者は、管理技術者に秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 本業務については、下水道施設の現場特性を考慮した計画と評価についても高度な専門知識が求められる業務である。このため、管理技術者及び照査技術者（各保有資格等の条件：技術士 下水道部門【選択科目：下水道】）を配置すること。なお、当該資格保有者については、自社と直接的な雇用契約を結んでいるものとし、各々の兼務は認めない。

#### 1.10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とする場合、又は協議を受けた場合は、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1.13 参考資料の貸与

発注者は、受注者の求めに応じて業務に必要な関係資料等を借用書の取り交わしによって貸与する。

#### 1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

#### 1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。

#### 1.16 支払い方法

支払いについて、業務完了後に総額一括払いとする。

### 第2章 計画

#### 2.1 一般的事項

受注者は業務に当たり、十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。

#### 2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分な協議打合せの後、実施するものとする。
- (2) 管理技術者は、重要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

#### 2.3 資料収集

業務上必要な資料については、関係官公庁・企業体等に対し、所在及び内容を確認したうえで、収集しなければならない。

### 第3章 照査

#### 3.1 照査の目的

受注者は、成果品に誤りがなく、さらに業務の高い質を確保するために照査を行わなければならない。

#### 3.2 照査の体制

受注者は、遺漏なき照査を行うため、相当な技術経験を有する照査技術者を選任しなければならない。

### 第4章 提出図書

#### 4.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 A4 製本 2部
- (2) 打ち合わせ議事録 一式
- (3) その他参考資料 一式
- (4) 電子データ 2部 (CD-ROM)

※データについては、PDFの他、編集可能なMs. Word、Ms. Excel等とし、詳細は発注者と協議するものとする

## 第5章 準拠すべき図書

### 5.1 準拠すべき図書

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令、基準、指針、計画書等に準拠して実施するものとする。なお、これらに定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

- (1) 下水道法、地方自治法、地方公営企業法その他関係法令
- (2) 国土交通省「ウォーターPPPガイドライン」その他国が示す官民連携に関する指針・通知
- (3) 国土交通省「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」その他下水道事業の維持管理・改築更新に関する各種基準類
- (4) 愛川町下水道事業に係る各種計画、台帳、維持管理資料、決算資料その他発注者が貸与又は提示する資料
- (5) その他、本業務の実施に当たり必要となる関係図書